

# 第3章 参考資料

# 奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布  
奈良県条例第5号

## 目 次

### 前 文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

### 第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

### 附 則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわりなく、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。）並びに配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

### 第3章 奈良県男女共同参画審議会

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## **奈良県男女共同参画審議会設置要綱**

### (規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し以下のように定める。

### (会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

### (招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

### (意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

### (部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

### (その他)

第6 審議会の庶務は、女性支援課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 奈良県男女共同参画審議会委員

(50音順、敬称略)

【平成27年7月1日現在】

朝 廣 佳 子 (株) 読売奈良ライフ代表取締役社長

神 田 佳 和 (一社) 奈良経済産業協会専務理事

島 本 太香子 奈良大学教養部教授(産婦人科医)

下 城 園 代 中小企業診断士

杉 井 潤 子 京都教育大学教育学部教授

高 榮 耕 平 日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長

瀧 井 智 美 Office ICB 代表

中 川 幾 郎 帝塚山大学名誉教授

西 村 拓 生 奈良女子大学文学部教授

松 岡 悅 子 奈良女子大学生活環境科学系教授

水 野 文 子 奈良県立医科大学女性研究者支援センターコーディネーター

宮 高 達 也 奈良県男女共同参画県民会議副会長

森 田 尚 子 奈良県指導農業士会

山 崎 靖 子 弁護士

山 本 忠 行 奈良県老人福祉施設協議会副会長

# 奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は健康福祉部こども・女性局長をもって、副幹事長は健康福祉部こども・女性局次長をもって、幹事は別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
  - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
  - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
  - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

## (会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めたときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (本部の事務)

第7条 本部の事務は、健康福祉部こども・女性局女性支援課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

別記1 本部員

総務部長	知事公室長	危機管理監	地域振興部長
南部東部振興監	観光局長	健康新祉部長	こども・女性局長
医療政策部長	くらし創造部長	産業・雇用振興部長	農林部長
県土マネジメント部長	まちづくり推進局長	会計管理者	水道局長
教育育長	警察本部長		

別記2 幹事

総務部				
知事公室	広報広聴課長	政策推進課長	国際課長	防災統括室長
	安全・安心まちづくり推進課長			
総務部	総務課長	行政経営課長	人事課長	
地域振興部	企画管理室長	南部東部振興課長	文化振興課長	
	教育振興課長			
健康福祉部	企画管理室長	地域福祉課長	障害福祉課長	長寿社会課長
	地域包括ケア推進室長		健康づくり推進課長	
こども・女性局	子育て支援課長	こども家庭課長	女性支援課長	
医療政策部	企画管理室長	地域医療連携課長	医師・看護師確保対策室長	
	病院マネジメント課長		保健予防課長	薬務課長
くらし創造部	企画管理室長	協働推進課長	青少年・生涯学習課長	
	人権施策課長			
産業・雇用振興部	企画管理室長	地域産業課長	産業政策課長	
	産業振興総合センター所長		雇用労政課長	
農林部	企画管理室長	農業水産振興課長	農業経済課長	
	扱い手・農地マネジメント課長	林業振興課長	奈良の木ブランド課長	
県土マネジメント部	企画管理室長			
まちづくり推進局	住宅課長			
会計局	総務課長			
水道局	総務課長			
教育委員会	企画管理室長	教職員課長	学校教育課長	人権・地域教育課長
	保健体育課長	教育研究所長		
警察本部	警務部参事官			

## 附 則

平成 8年4月1日一部改正  
平成 11年4月1日一部改正  
平成 12年4月1日一部改正  
平成 13年4月1日一部改正  
平成 14年4月1日一部改正  
平成 15年4月1日一部改正  
平成 16年4月1日一部改正  
平成 17年4月1日一部改正  
平成 18年4月1日一部改正  
平成 19年4月1日一部改正  
平成 19年7月3日一部改正  
平成 20年4月1日一部改正  
平成 21年4月1日一部改正  
平成 22年4月1日一部改正  
平成 23年4月1日一部改正  
平成 23年10月3日一部改正  
平成 24年4月1日一部改正  
平成 24年7月1日一部改正  
平成 25年4月1日一部改正  
平成 26年4月1日一部改正

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

# 奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

## (目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

## (所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関すること。
- (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「なら男女GENKIプラン」の具体化に向けての取組及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会づくりのために必要な事業に関すること。

2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

## (構成)

第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 県民会議には、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が選出するものとする。
- 4 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

## (部会)

第6条 県民会議に必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

## (庶務)

第7条 県民会議の庶務は、奈良県健康福祉部こども・女性局女性支援課において行う。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。  
附則 平成20年4月1日から施行する。  
附則 平成22年4月1日から施行する。  
附則 平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

# 平成27年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

(組織名50音順 敬称略)

No.	委員氏名	ふりがな	組織名
1	植村 美代子	うえむら みよこ	ガールズカウト奈良県連盟
2	音田 昌子	おんだ まさこ	くらしと文化研究所
3	中井 義博	なかい よしひろ	公募委員
4	原 祐加	はら ゆか	公募委員
5	舛野 善江	ますの よしえ	公募委員
6	間永 雅子	まなが みやこ	公募委員
7	有馬 佐千栄	ありま さちえ	国際ソロプチミスト奈良
8	阿部 百合子	あべ ゆりこ	大学女性協会奈良支部
9	中谷 博幸	なかたに ひろゆき	奈良いのちの電話協会
10	武田 千加代	たけだ ちかよ	奈良NPOセンター
11	竹本 千絵	たけもと ちえ	奈良経済産業協会
12	堀川 巴清	ほりかわ みきよ	奈良県医師会
13	大門 寛美	だいもん ひろみ	奈良県看護協会
14	山下 勝功	やました かつのり	奈良県銀行協会
15	吉岡 豊	よしおか ゆたか	奈良県建設業協会
16	杉山 友一	すぎやま ゆういち	奈良県歯科医師会
17	吉田 誠克	よしだ まさかつ	奈良県市長会
18	森田 太津子	もりた たづこ	奈良県社会福祉協議会
19	中村 美哉子	なかむら みやこ	奈良県商工会議所連合会
20	東 せつ子	ひがし せつこ	奈良県商工会連合会
21	木村 キヌ代	きむら きぬよ	奈良県食生活改善推進員連絡協議会
22	泉岡 喜美子	いずおか きみこ	奈良県女性経営研究会
23	田野瀬 太樹	たのせ たいき	奈良県私立中学高等学校連合会
24	植田 一夫	うえだ かずお	奈良県身体障害者福祉協会連合会
25	西林 康浩	にしばやし やすひろ	奈良県信用金庫協会
26	宮高 達也	みやたか たつや	奈良県生活協同組合連合会
27	北田 真洲美	きただ ますみ	奈良県退職女教師の会
28	佐野 純子	さの すみこ	奈良県地域づくり団体協議会
29	中島 祐子	なかじま さちこ	奈良県地域婦人団体連絡協議会
30	永田 弥生	ながた やよい	奈良県中小企業団体中央会
31	山村 吉由	やまむら よしゆき	奈良県町村会
32	岡田 悅代	おかだ えつよ	奈良県農業協同組合
33	竹内 直美	たけうち なおみ	奈良県農村生活研究グループ協議会
34	今川 敦史	いまがわ あつし	奈良県病院協会
35	鈴木 知英子	すずき ちえこ	奈良県婦人教育推進会
36	森岡 千鶴子	もりおか ちづこ	奈良県保育協議会
37	平井 豊子	ひらい とよこ	奈良県母子福祉連合会
38	藤原 将美	ふじわら まさみ	奈良県ボランティア連絡協議会
39	筒江 之子	つつえ ゆきこ	奈良県民生児童委員連合会
40	水野 文子	みずの ふみこ	奈良県立医科大学女性研究者支援センター
41	梅田 直美	うめだ なおみ	奈良県立大学
42	中西 幸有里	なかにし さゆり	奈良県老人福祉施設協議会
43	香川 明英	かがわ あきひで	なら人権情報センター
44	吉村 和泉	よしむら いづみ	奈良新聞社
45	山本 一昭	やまもと かずあき	奈良地方法務局人権擁護課
46	藤原 雅子	ふじわら まさこ	奈良友の会
47	戸城 杏奈	としろ あんな	奈良弁護士会
48	粟山 優子	あわやま りょうこ	奈良労働局雇用均等室
49	菱川 節	ひしかわ みさお	21世紀職業財團関西事務所
50	佐藤 之雄	さとう ゆきお	日本ボーイスカウト奈良県連盟
51	椋本 麻友	むくもと まゆ	日本労働組合総連合会奈良県連合会
52	松谷 操	まつたに みさお	部落解放同盟奈良県連合会
53	吉田 浩巳	よしだ ひろみ	大和・まほろばNPOセンター
54	安井 孝至	やすい たかし	奈良県教育委員会事務局
55	上山 幸寛	うえやま ゆきひろ	奈良県こども・女性局

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年7月16日 法律第102号  
同 11年12月22日 同 第160号

## 目次

### 前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

### 附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則（平成11年6月23日 法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則（平成11年7月16日 法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

#### 附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第2条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立（国連憲章採択）	・衆議院議員選挙法改正（婦人参政権実現）	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採抲 (国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採抲（国連総会）	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定（国連総会）		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採抲 ・1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定（国連総会）	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法（女子教員、看護婦、保母等対象）」公布	
1976 (昭51)	・ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正（離婚後の氏の選択）	・婦人問題に関する窓口を「県民課とする」
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採抲 ・「国連婦人の10年」エスカッブ 地域政府間準備会議開催 (ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ）	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採抲 (ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共に実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカッブ 地域政府間準備会議開催（東京）		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採抲	・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採抲		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平 5)	・世界人権会議開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び 「男女共同参画審議会」「男女共同 参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのため の県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決 議」採択（国連人権委） ・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に 「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21－奈良県女性行 動計画（第二期）－」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正 (母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」につい ての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめ ざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」 開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱 領実施のためのさらなる行動とイ ニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当た っての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケ ト」実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男女共 同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」 作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援セ ンター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21（奈良 県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版））」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終 報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会 報告書」報告	・「女性の就業環境に関する調査」（新 長期ビジョン専門委託調査）実施
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合)（ニューヨーク）	・「男女共同参画計画改定に当たって の基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」 策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKI プラン（奈良県男 女共同参画計画（第2次））」策定
2007 (平19)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等 に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点 戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライ フ・バランス）憲章」及び「仕事と 生活の調和推進のための行動指針」 策定	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
2008 (平20)		・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (平21)		・「育児・介護休業法」改正	・「女性の就業等意識調査」実施
2010 (平22)	・国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	・「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	
2011 (平23)	・UN Women 正式発足		・課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 ・「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	
2013 (平25)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）	
2014 (平26)	第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「女性の社会参加に関する意識調査」実施
2015 (平27)	第59回国連婦人の地位委員会 (北京+20) (ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	

## 平成27年度 女性支援課事業の概要

NO. 1

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するために設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	<p>○男女共同参画県民会議</p> <p><b>構成</b> 公募県民、民間団体、学識経験者、報道機関、国関係機関、市町村代表 等</p> <p><b>活動</b> 各構成団体等による主体的な取組の推進と相互連携</p> <p><b>運営</b> 総会</p>
女性に対する暴力防止対策事業	D V、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民への意識啓発や被害者支援に取り組む。	<p>○女性に対する暴力防止フォーラム</p> <p><b>内容</b> 講演会「二次被害を防ごう！－ D Vによる心の傷を広げないために－」</p> <p><b>時期</b> 平成27年8月21日</p> <p><b>場所</b> 奈良県文化会館</p>
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野にともに参画し、責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報や意識啓発を行う。	<p>○男女共同参画推進に向けた啓発事業の実施</p> <p>○男女共同参画計画進捗状況報告書の作成</p> <p>○男女共同参画週間啓発事業 【男女共同参画週間イベント】</p> <p><b>時期</b> 平成27年7月2日～7月5日</p> <p><b>場所</b> 県女性センター</p> <p><b>内容</b> 記念講演、トーク＆ディスカッション、劇、パネル展示等</p>
婦人会館運営補助事業	奈良県婦人会館を安全に維持・管理するためには要する経費を補助する。	<p><b>補助対象</b> (公財)奈良婦人会館が行う奈良県婦人会館の運営事業に要する経費の一部</p>
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、府内・市町村等に提供する。	<b>登録者数</b> 535人 (平成27年3月末現在)
DV予防啓発事業	若いうちから自ら考えることで、男女間の暴力防止の意識の醸成を図り、意識を高めることにより、男女共同参画の視点を持った人間関係の構築につなげるとともに、女性に対する暴力の根絶に寄与する。	<p><b>出前講座事業</b> 高校生等対象 (8ヶ所予定)</p>
④女性の活躍促進会議運営事業	女性の活躍を促進するため、県の基本方針と施策の方向性について検討を行う「女性の活躍促進会議」を開催	<p><b>内容</b> 経済・労働団体、学識経験者、行政機関等により会議を開催(3回)</p> <p><b>時期</b> 6/3、9/8、11/2</p>
④女性の社会参加促進事業	奈良県の女性がその希望に応じ、職場・家庭・地域において個性と能力を発揮して社会で活躍できるための新計画を策定	<p><b>内容</b> 新計画策定の検討のため、奈良県男女共同参画審議会を開催(4回)</p> <p><b>時期</b> 7/7、10/27、12月、1月</p>
④女性の輝く社会づくり推進事業	ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の輝き・活躍の促進を目的としたイクボスシンポジウムを開催	<b>内容</b> シンポジウムの開催
④市町村地域女性活躍推進補助事業	市町村が地域のニーズに対応した女性の活躍推進に資する取り組みを実施することを支援	<b>内容</b> 市町村の実情に応じた女性の活躍に資する先駆的な取組に対し補助

事業名	概要		
	趣旨・目的	内容	
子育て女性就職支援事業	子育て女性就職相談窓口の運営 就職を希望する子育て中の女性に対し、仕事と家庭の両立に対する不安を解消し、就業への意欲を高めていただくため相談窓口を運営する。	<p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員による就職相談</li> <li>求人情報、子育て関連情報等の提供</li> <li>職業紹介</li> <li>再就職と両立を支援するための各種セミナー、交流会の開催</li> </ul> <p><b>場所</b> 奈良労働会館</p> <p><b>日時</b> 月曜日～土曜日 9:00～17:00</p> <p><b>出張相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①橿原市 かしばらナビプラザ 毎月第2、第4金曜日 10:00～16:00</li> <li>②生駒市 コミュニティーセンター 毎月第3水曜日 9:00～12:00</li> <li>③天理市 天理市男女共同参画プラザ 毎月第4木曜日 9:00～12:00</li> </ul>	
キャリアアップセミナー事業	女性職員のキャリアアップを図ることで就業意欲・能力を高め、リーダーを育成することを目的として、県内事業所の社員、県・市町村の女性職員を対象としたセミナーを実施する。	<p><b>内容</b> 「キャリアデザイン」「リーダーシップ」等をテーマとした講義・グループワーク・演習等</p> <p><b>対象</b> 県内事業所、県・市町村で働く女性</p> <p><b>時期</b> キャリアアップセミナー 10/7、10/21 フォローアップセミナー 10/8 キャリア形成セミナー 11/12</p>	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	女性が働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスを推進する。	<p><b>内容</b> 団体・企業等が実施する会議・研修等に講師を派遣 先進企業事例の普及</p>	
女性の起業支援事業	女性の起業における課題を解決とともに、起業のノウハウを学び、創業後に役立つネットワークを形成するためのセミナーを開催する。また、一元的な相談の場を設置する。	<p><b>内容</b> 女性起業家を養成するセミナーの開催 起業に関する相談の場の設置</p> <p><b>対象</b> これから起業を目指す女性</p> <p><b>時期</b> セミナー 10月下旬から1月のうち7日間</p>	
女性起業家販路開拓支援事業	女性起業家の販路開拓を支援するために商談会を開催する。	<p><b>内容</b> 商談会の開催</p> <p><b>場所</b> 奈良文化会館</p> <p><b>時期</b> 平成28年2月18日</p>	
女性起業家事業拡大支援事業 (緊急雇用)	事業拡大や新たな事業展開を目指す県内女性起業家を支援する。	<p><b>内容</b> セミナー・交流会の開催(5回) 経営相談窓口の設置 女性起業家の好事例等の発信</p>	
翻訳者養成事業	日本の人文系文献を反訳し、海外に情報発信することができる人材を養成とともに、語学力を活用した女性等の就労促進につなげるためのセミナーを開催する。	<p><b>内容</b> 日英翻訳スキルの向上と文献理解を目的としたセミナーを開催し、翻訳者を養成</p> <p><b>場所</b> 奈良県文化会館他</p> <p><b>時期</b> 9月中旬～1月中旬のうち8日間</p>	
女性経営者等の活躍推進事業	女性が活躍しているまたは活躍が見込まれる業種で、経営者や管理的な立場に従事している女性を対象としたセミナーを開催する。	<p><b>内容</b> セミナーの開催</p> <p><b>対象</b> 県内宿泊施設の女性経営者または管理的な立場の女性</p> <p><b>時期</b> 12月～3月の間のうち3日間</p>	

## 平成27年度 女性センター事業の概要

平成27年10月1日現在

N O. 1

事 業 名	概 要		
	趣 旨 ・ 目 的	内 容	
<b>男女共同参画推進のための人材活用事業</b>			
人材養成	男女共同参画推進セミナー	個々の生き方や社会の問題を男女共同参画の視点で考え、地域における男女共同参画を啓発・推進する役割を担う人材を養成する。	<input type="radio"/> 日程 5/30・6/2・6・10・20・27 (6回) <input type="radio"/> 受講者 男女 計169名 <input type="radio"/> 内容 講義とグループワーク <input type="radio"/> 場所 女性センター
	男性にとっての男女共同参画を考える講座	男性がかかる問題に気づき、理解するための講座	<input type="radio"/> 日程 3/19予定 (1回) <input type="radio"/> 対象 男女 <input type="radio"/> 内容 講義と寸劇 <input type="radio"/> 場所 社会福祉総合センター
人材活用	男女共同参画連携講座	人材養成講座修了生の有志により身近な男女共同参画をテーマに各地域で講座を実施する。	<input type="radio"/> 対象 男女 <input type="radio"/> 内容 講義と寸劇 <input type="radio"/> 場所 県内市町村 1/30・2/7予定 (2回)
DV支援	ドメスティック・バイオレンス被害者支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスについて学び、社会全体で被害者を支援していく方法について男女ともに考える。	<input type="radio"/> 日程 11/19、26予定 (2回) <input type="radio"/> 対象 男女 各40名 <input type="radio"/> 内容 講義 <input type="radio"/> 場所 女性センター
市町村支援	市町村男女共同参画担当者研修会	市町村の担当者が男女共同参画や人権に敏感な視点を学習・検証し、事業を進める上で必要な基本的知識を得る。	<input type="radio"/> 日程 5/14 (1回) <input type="radio"/> 対象 市町村男女共同参画・生涯学習・人権問題担当者 23名 <input type="radio"/> 内容 講義とグループワーク <input type="radio"/> 場所 女性センター
<b>女性のチャレンジ応援事業</b>			
女性の活躍支援講座	地域で身近な問題解決に取り組んだり、自身のチャレンジのための知識や方法を学べる講座を開催する。		<input type="radio"/> 日程 8/1・8、(受講者:36名) 2/6・20予定 (各2回) <input type="radio"/> 対象 女性 30名 <input type="radio"/> 内容 講義とグループワーク <input type="radio"/> 場所 女性センター
チャレンジ応援講座	元気に活動するチャレンジモデルの活動紹介や交流の場を提供したり、ホームページで様々な活動情報を提供することにより、社会への参加を支援する。		<input type="radio"/> 日程 3/3～5予定 (3回) <input type="radio"/> 対象 女性 各25名 <input type="radio"/> 内容 セミナー、グループワーク <input type="radio"/> 場所 女性センター

事業名	概要		
	趣旨・目的	内容	
<b>働く女性の支援・対策</b>			
働く女性の支援講座	女性が働き続けるために、問題解決やキャリアアップにつながる講座を開催する。	○時期 7/18・25・8/22 (受講者:計103名) 9/26・10/3・10 (受講者:41名) 1/16・23予定 (3講座8回) ○対象 女性 30名 ○内容 講義とグループワーク ○場所 女性センター	
女性のための再就職支援講座	長期の就業中断により、再就職を躊躇している女性の再就職への意欲を高め、就職活動につなげていく講座を開催する。	○時期 11/14・28予定 (2回) ○対象 女性 30名 ○内容 講義とグループワーク ○場所 女性センター	
働く女性のための情報相談	女性が働くことに関して必要な情報を提供し、様々な相談に対応する。	○電話相談、面接相談 (予約制) 火～木・土 9:30～17:00 ○ミニセミナー開催、HPによる情報提供	
<b>情報・相談事業</b>			
女性相談	女性の様々な問題や悩みに関する電話や面談による相談。	○電話相談、面接相談 (予約制) 火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 ○弁護士相談 (予約制) 週3日	
男性相談	生き方や子育て、家族、夫婦関係、職場や地域での人間関係等、男性が抱える悩みについての面接・電話による相談。	○電話相談 第3金曜日 (面接・電話、予約制) 17:00～20:00 毎週土曜日 (電話) 13:30～16:30	
女性相談機関研修会・交流会	相談員を対象に女性の視点に立った相談が行えるよう資質向上を図る。 県内の女性相談機関の連携強化を目的に情報交換を行う。	○時期 5/21 (受講者:50名)、 2月予定 ○対象 県内の女性相談機関の相談員及び職員 各30名 ○内容 講義又は交流会 ○場所 女性センター	
情報提供	男女共同参画関連情報の提供、主催事業等の情報発信。	○情報資料コーナー 図書の貸出、行政資料の閲覧 ○HPによる情報提供	
<b>女性団体活動支援事業</b>			
女性団体活動支援	女性団体・女性グループ等を支援するために、活動支援コーナーを設置する。	○オープンスペースの提供、ロッカー、パソコン、コピー機等の設置、団体等の情報提供支援	
グループ登録	地域活動グループを登録し、県民、市町村に情報提供する。	○グループ活動の紹介 ○登録グループへの情報提供	

## 市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧

	市町村名	担当部署名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
1	奈良市	市民活動部 男女共同参画課	630-8245	奈良市西之阪町12	0742-81-3100	0742-25-0600
2	大和高田市	市民部人権施策課 男女共同参画推進係	635-8511	大和高田市大中100-1	0745-22-1101 (内線:287)	0745-52-2801
3	大和郡山市	市民生活部人権施策推進課 男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151 (内線:334)	0743-53-1211
4	天理市	くらし文化部男女共同参画課 男女共同参画係	632-0035	天理市守目堂町89	0743-68-2666	0743-68-2665
5	橿原市	市民文化部人権政策課 男女共同参画係	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-21-1090	0744-24-9725
6	桜井市	市長公室人権施策課 男女共同参画係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111	0744-46-1782
7	五條市	すこやか市民部人権施策課 女性施策係	637-0042	五條市五條4-1-3 五條市人権総合センター内	0747-25-1137	0747-24-4003
8	御所市	市民安全部人権施策課 人権啓発係	639-2244	御所市柏原235	0745-65-2210	0745-65-2207
9	生駒市	市民部人権施策課 男女共同参画プラザ	630-0257	生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル	0743-75-0237	0743-73-0555
10	香芝市	市民環境部地域振興局市民協働課 人権施策係	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001 (内線173)	0745-78-3830
11	葛城市	市民生活部人権政策課 男女共同参画係	639-2113	葛城市忍海262-5	0745-63-1431	0745-65-2502
12	宇陀市	市民環境部人権推進課	633-0292	宇陀市株原下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-7234
13	山添村	総務課	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
14	平群町	総務防災課 人事・労務係	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619
15	三郷町	総務部人権施策課	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-43-7315	0745-73-6334
16	斑鳩町	総務部企画財政課 文化広報統計係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
17	安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町東安堵958	0743-57-1511 (内線:312)	0743-57-1526
18	川西町	総務部総務課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4734
19	三宅町	未来創造部 企画課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001	0745-43-0922
20	田原本町	総務部総務課 自治人権推進係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-32-2901 (内線:273)	0744-32-2977
21	曾爾村	ふれあい推進課 男女共同参画係	633-1216	宇陀郡曾爾村大字山粕1665	0745-94-2731	0745-94-2731
22	御杖村	総務課	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001	0745-95-6800
23	高取町	住民課	635-0154	高市郡高取町観覚寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
24	明日香村	教育委員会 教育課	634-0141	高市郡明日香村川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
25	上牧町	住民福祉部福祉課 人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001	0745-76-1196
26	王寺町	地域整備部地域交流課 地域交流係	636-0003	北葛城郡王寺町久度2-2-1-501	0745-33-3000	0745-33-3001
27	広陵町	企画部企画調整課 企画係	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
28	河合町	教育委員会事務所生涯学習課 生涯学習係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
29	吉野町	町民課	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80-1	0746-32-3081	0746-32-3507
30	大淀町	総務部総務課	638-8501	吉野郡大淀町桧垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
31	下市町	総務課 男女共同参画事業係	638-8510	吉野郡下市町大字下市1960	0747-52-0001 (内線:236)	0747-54-5055
32	黒滝村	保健福祉課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
33	天川村	住民課	638-0321	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
34	野迫川村	総務課	648-0392	吉野郡野迫川村大字北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
35	十津川村	総務課	637-1333	吉野郡十津川村小原225-1	0746-62-0001	0746-62-0210
36	下北山村	住民課	639-3803	吉野郡下北山村大字寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
37	上北山村	住民課 女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
38	川上村	住民福祉課	639-3594	吉野郡川上村大字追1335-7	0746-52-0111	0746-52-0345
39	東吉野村	総務企画課	633-2492	吉野郡東吉野村小川99	0746-42-0441	0746-42-0446